

明德学園 役員等の報酬等の支給基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人明德学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第52条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事(代表業務執行理事及び業務執行理事を含む)、監事及び評議員をいう。
- (2) 常勤の役員等とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員等とは、常勤の役員等以外の者をいう。
- (4) 役員等の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員等の報酬等には、教職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員等
 - (イ) 理事長、代表業務執行理事、副理事長、常務理事、学園の他の常勤職を兼ねない業務執行理事、管理職以外であって学園の他の常勤職を兼ねる業務執行理事、名誉理事長及び監事 報酬、賞与、退職慰労金
 - (ロ) (イ) 以外の常勤の役員等 無報酬
- (2) 非常勤の役員等
 - (イ) 理事長 報酬、功労金
 - (ロ) (イ) 以外の非常勤の役員等 功労金

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）は、教職員の給与表を参考に、理事会において決定する。

2 役員等の退職慰労金は、教職員の退職金規程を参考に、理事会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、

当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月21日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）
 - (2) 賞与 毎年7月、12月及び3月
 - (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内（第3条第1項第1号（イ）に定める役員等が教職員として他の常勤の職を兼ねていた期間に対する退職慰労金の支給時期は、教職員としての退職金支給日とする。）
 - (4) 功労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第6条 役員等には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

（公表）

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第151条第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）

第 1 1 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、令和 4 年 3 月 2 5 日より施行する。

附則 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、令和 7 年 5 月 3 0 日より施行する。